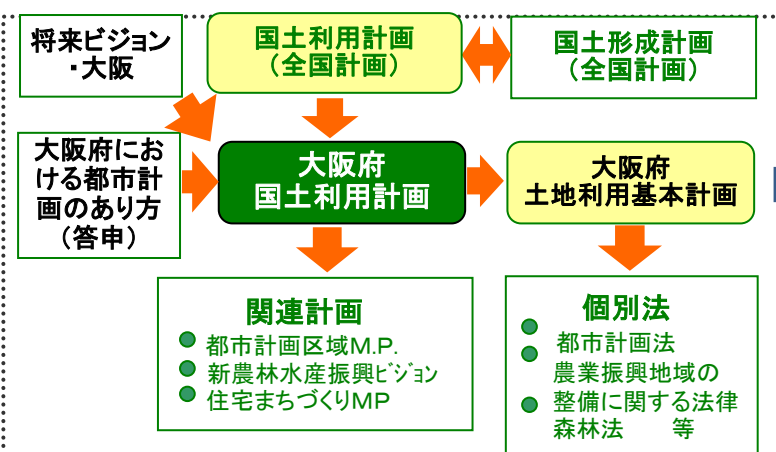


大阪府土地利用基本計画〔概要版〕

【土地利用基本計画】

国土利用計画法第九条の規定に基づき、5地域区分（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）を定めるとともに、土地利用の調整等に関する事項を定める。国土利用計画（全国計画、都道府県計画）を基本として策定する。

【土地利用基本計画の位置付け】



●土地利用基本計画は、各個別規制法による5地域の上位先行計画とされる。
●個別規制法の枠を越えて、先行的及び一元的に土地利用の総合的かつ基本的な方向付けを行うことにより、各種の土地利用計画の総合調整機能としての働きをもつ。

【構成】

1. 土地利用基本計画書
（土地利用の基本方向、5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針等）
2. 土地利用基本計画図
（5地域区分を図面化（1/50000））

I. 土地利用基本計画書

1. 土地利用の基本方向 (1) 土地利用の基本方向 ～大阪府国土利用計画（第5次）を転記

【土地利用の基本理念】

これまでに蓄積された質の高い自然・文化・歴史的資源、都市基盤のストックなどを活かしながら、公共の福祉を優先させ、自然環境を保全しつつ、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と府域の発展を図り、ひいては関西圏、国土の成長にも寄与する

【将来像1:にぎわい・活力ある大阪】

基本方針 a. 人・企業を呼び込む質の高い都市の形成
基本方針 b. 大阪にふさわしいネットワーク型都市構造の強化

【将来像2:みどり豊かで魅力ある大阪】

基本方針 a. 都市の格を高める魅力ある都市空間の創造
基本方針 b. 環境負荷が少なく、みどり豊かな都市の形成

【将来像3. 安全・安心な大阪】

基本方針 a. 災害に強い都市の構築
基本方針 b. 誰もが安心して暮らしやすい生活環境の形成

1. 土地利用の基本方向 (2) 土地利用の原則 ～国土交通省 通達による～

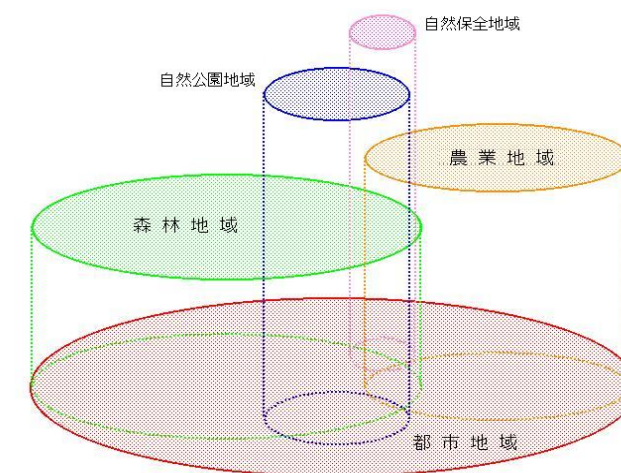
- ①都市地域: 一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
- ②農業地域: 農地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域
- ③森林地域: 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域
- ④自然公園地域: 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域
- ⑤自然保全地域: 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第45条第1項に基づく大阪府自然環境保全条例第11条による、大阪府自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域

2. 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 ～国土交通省通達による～

- ①都市地域と農業地域とが重複する地域
- ②都市地域と森林地域とが重複する地域
- ③都市地域と自然公園地域とが重複する地域
- ④都市地域と自然地域とが重複する地域
- ⑤農業地域と森林地域とが重複する地域
- ⑥農業地域と自然公園地域とが重複する地域
- ⑦農業地域と自然保全地域とが重複する地域
- ⑧森林地域と自然公園地域とが重複する地域
- ⑨森林地域と自然保全地域とが重複する地域

※上記について、それぞれの土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等を定める。

大阪府土地利用基本計画における5地域指定の概念図



3. 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

【計画名】 大阪国際空港周辺整備計画

＜事業目的＞ 空港周辺地域の航空機公害被害の軽減 約800ha

II. 土地利用基本計画図 (5地域区分を図面化 1/50,000)

